

瀬戸市特定地区
下半田川町蛇ヶ洞川エリア
自然環境の保護及び保全計画書

令和元年10月1日

瀬戸市

目 次

1. 基本事項について	1
(1) 指定理由.....	1
(2) 地区.....	2
(3) 特定地区の区域指定	2
2. 自然環境の概要.....	4
(1) 地形、地質、河川環境.....	4
(2) 植生・植物.....	4
(3) 動物	4
(4) 里山としての利用.....	6
(5) その他.....	6
3. 保護・保全のために講ずべき措置について	7
(1) 保護すべき自然環境の特質.....	7
(2) 保護のための規制に関する事項	7
(3) 保護のための施設に関する事項	8
(4) 保全すべき自然環境の特質.....	8
(5) 保全のための規制に関する事項	8
(6) 保全のための施設に関する事項	8
4. 保全活動.....	11
(1) 保全活動の現状.....	11
(2) 保全のための活動方針.....	11
5. その他必要な事項.....	11
(1) 権利制限関係等の概要.....	11
(2) 注意喚起のためのエリア表示看板の設置.....	11

1. 基本事項について

(1) 指定理由

瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例に基づき、平成25年から26年（2013～2014）に実施した「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例の特定地区選定に関する基礎調査」において、市内33エリアが特定地区要件に該当する可能性があるエリアとして抽出された。

「下半田川町蛇ヶ洞川エリア」は瀬戸市の北部、蛇ヶ洞川の中下流部に位置している。上流域にあたるエリア南部は、蛇ヶ洞川の稚児橋から一ノ瀬橋にかけての左岸側流域である。下流域にあたるエリア北部は、蛇ヶ洞川の一ノ瀬橋から下半田川町集落の里地にある花川橋までであり、一ノ瀬橋下流側の両岸流域の山林部のほか、オオサンショウウオ人工巣穴の川沿いを含むエリアである。なお、本エリアに隣接する蛇ヶ洞川の東側及び南側は、愛知高原国定公園の特別地域に指定されている。

植生は、落葉広葉樹の二次林のコナラ群落及びスギ・ヒノキ人工林が大部分を占めており、一部竹林が存在する。

重要な植物種としては、環境省レッドリスト掲載種のサクラバハハンノキ、愛知県レッドリスト掲載種のカラコギカエデとナメラダイモンジソウの3種が確認されている。また、カゴノキ、ケヤキ、ニガキ、クマノミズキ、コウヤミズキの自生が高い密度で現れている原生的自然が残されていることも注目すべきところである。

重要な動物種としては、国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオを始め、コガタブチサンショウウオ、カジカガエル等、多くの重要種が確認されている。

オオサンショウウオについては、このエリアでは古くから生息が知られていたが、平成6年（1994）に蛇ヶ洞川において愛知県による河川工事が計画されたことから、この事前調査として生息確認調査が行われた。その結果、確認個体の特徴から日本固有種のオオサンショウウオと同定され、蛇ヶ洞川におけるオオサンショウウオの生息が初めて学術的に確認されている。愛知県ではこの地と犬山市の2地点にのみ分布し、自然な環境での繁殖はこの地のみである。また、この地から岐阜県東白川村にかけて分布の東限とされる。この河川の工事を契機として、地元や市民グループによるオオサンショウウオの保全活動も活発化し、河川工事に併せて、既存の巣穴のあった場所に人工巣穴が整備された。

一方で、生態系においては、モウソウチクの繁茂や国内移入種のおヤニラミの定着が進行するなど、環境への影響が懸念される事案も発生している。このエリアの上流域においては、ごみの不法投棄や産業廃棄物の不適正保管があり、また、各地で建設が進行している大規模太陽光発電施設（メガソーラー）などの開発圧が高まる可能性がある。

したがって、エリア周辺の社会的要因としては、大部分が民有地であり、現況の土地利用、人工率（エリア内の水田、造成地、裸地などの人工的な土地利用の割合）、他法令の規制などを勘案すると、優先的に特定地区として指定する必要があるエリアと考えられる。

以上のことより、当該エリアは蛇ヶ洞川流域を中心として、相当部分を天然林及び人工林が占める森林であり、加えて、都市と原生的自然との中間に位置する里地・里山の要素があ

ることから、多種多様の動植物の生息・生育地となっている。それらが一体となって良好な自然環境を形成している。

また、土地の担保性や周囲の開発等による影響などの自然的社会的諸条件からみて、その地区における自然環境を保護し、又は保全することが特に必要と認められるため、瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例第11条に基づき特定地区として指定するものである。

(2) 地区

1) 地区の概要

蛇ヶ洞川流域の一部とする。

2) 位置及び地区

愛知県瀬戸市下半田川町の一部 (図1 地区図 参照)

3) 面積

53.60ha (GISソフトにより図面上で求積した面積)

(3) 特定地区の区域指定

特定地区は管理上、保護区域と保全区域を設けることとする。

「保護区域」は、人による活動によらず自然の作用に委ねる区域とし、主に山林区域とする。「保全区域」は、人による管理を行うことにより現状を維持する区域とし、蛇ヶ洞川河川区域(オオサンショウウオの人工巣穴を含む)及び道路区域とする。

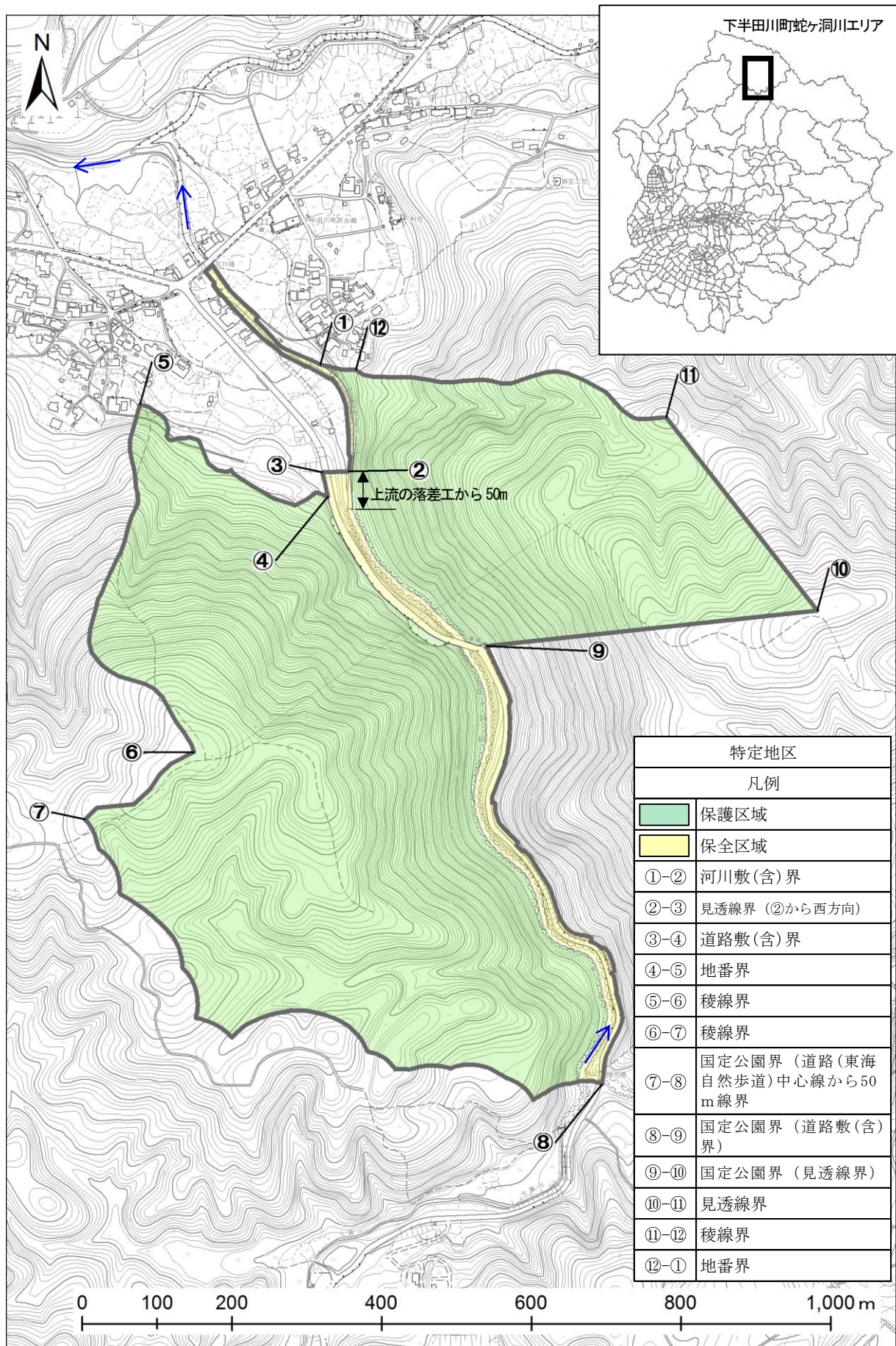


図1 地区図

2. 自然環境の概要

(1) 地形、地質、河川環境

本エリアは、岐阜県側から延びて定光寺付近に至る東西性山脈状の高地と、蛇ヶ洞川により開析された低位丘陵地帯に位置し、標高は約100m～320mである。蛇ヶ洞川沿いのV字谷部は傾斜30%以上と急峻である。

地質は、主にチャート・砂岩・泥岩からなる中・古生層と花崗岩類が基盤岩類であり、標高200m以上の山地と山地の間の蛇ヶ洞川付近で露出している。エリア北部の山地に隣接する山間低地は、表層は蛇ヶ洞川や日向川の砂礫を主体とした扇状地堆積物によって被覆されており、地表下10～20mに基盤岩が分布している。

本エリアを流れる蛇ヶ洞川は庄内川の支流であり、本市東部を流れる全長約8.7km、比高差約380mの河川である。その流域には土岐市鶴里町、瀬戸市上半田川町、下半田川町、定光寺町が含まれる。土岐市鶴里町の三国山付近を起点とする牟田川と同町雨沢付近を起点とする雨沢川が合流後、瀬戸市上半田川町で蛇ヶ洞川となって西流した後、蛇ヶ洞浄水場の水源である蛇ヶ洞貯水池を経由し、本エリアに入る。本エリアではV字谷を流れ、下半田川で日向川と合流した後、庄内川と合流する。本エリアにおける蛇ヶ洞川の両岸は石垣やコンクリートで護岸されており、河道には砂礫が堆積する平瀬、岩盤が露出する早瀬、淵が交互に連続している。

(2) 植生・植物

本エリアの植生は、山林部ではコナラ、アベマキ、イヌザクラ、ホオノキが目立つコナラ群落が優占し、スギ・ヒノキ植林が分布する。また、下半田川町集落の山裾部では、放棄水田に成立したチゴザサ群落や畑地が分布し、花川橋付近の蛇ヶ洞川の川岸では小規模ながらツルヨシの純群落がみられる。

注目すべき植物としては、愛知県または環境省のレッドリストに掲載されたカラコギカエデ（愛知県：絶滅危惧Ⅱ類）が本エリア中央の山林と里地の境界部の林縁に生育し、ナメラダイモンジソウ（愛知県：準絶滅危惧）が蛇ヶ洞川沿いの湿った岩場に、サクラバハノキ（環境省：準絶滅危惧）が山林部の沢部にそれぞれ生育している。

そのほか、蛇ヶ洞川沿いの斜面ではカヤ、ケヤキ、ニガキ、カゴノキ、クマノミズキの大木やエドヒガンなどが分布し、溪畔林やその周辺では、ウワミズザクラ、コウヤミズキ、ケケンポナシ、キブシ等の木本や、ジュウモンジシダ、ヤシャゼンマイ、セキショウ、ヒロハコンロンソウ、ミヤマハコベ、キクザキイチゲ、ミカワチャルメルソウなどの草本が生育している。また、蛇ヶ洞川左岸山裾部には、セリバオウレンの大きな群落が成立している。

(3) 動物

1) 哺乳類

蛇ヶ洞川両岸の山林や沢沿いには、ニホンカモシカ（特別天然記念物）、ノウサギ（愛知県：準絶滅危惧）、ニホンリス（愛知県：準絶滅危惧）、ムササビ（愛知県：準絶滅危惧）、テン（愛知県：準絶滅危惧）、ニホンジカ等が生息している。畑地の付近では、コウベモグラの塚、放棄水田付近ではカヤネズミ（愛知県：準絶滅危惧）の古巣も確認されている。また、

全域にイノシシが生息する。

2) 鳥類

山林ではサンショウクイ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類）やオオルリ、ヤブサメ、エナガ、シジュウカラ、ヤマガラ、メジロ、サンコウチョウ等が生息し、水辺ではカワガラス（愛知県：絶滅危惧Ⅱ類）やセキレイ等、草地ではキジやカワラヒワ等が生息する。猛禽類はツミ（愛知県：準絶滅危惧）、ノスリ、フクロウ（愛知県：準絶滅危惧）が生息しており、エリア周辺ではアオバズクも見られる。なお、特定外来生物のソウシチョウ（古くから飼い鳥として輸入された）も確認されている。

3) 爬虫類・両生類

爬虫類はニホンカナヘビが生息している。両生類では蛇ヶ洞川でオオサンショウウオ（特別天然記念物等）やカジカガエル（愛知県：準絶滅危惧）、沢部にはタゴガエルが生息している。また、沢沿いの湿った林床ではコガタブチサンショウウオ（環境省：準絶滅危惧等）、放棄水田付近ではシュレーゲルアオガエル、畑地周辺ではニホンアマガエル、トノサマガエル（環境省：準絶滅危惧）が生息している。

4) 昆虫類

エリア全体では、コウチュウ目やカメムシ目が多く生息している。山林や放棄水田付近ではコバネイナゴやエンマコオロギのバッタ類やアキアカネ等のトンボ類、ツマグロヒョウモン、モンシロチョウ等のチョウ類、蛇ヶ洞川ではゲンジボタル等が生息している。重要種では放棄水田付近でヒメタイコウチ（愛知県：準絶滅危惧）、山林ではギフチョウ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類等）が生息している。なお、「ブルーデータブックあいち2012—愛知県の移入動植物」に掲載されているアオマツムシ、アワダチソウグンバイ、ラミーカミキリ、タイワンタケクマバチ、セイヨウミツバチも生息している。

5) 陸産貝類

山林や周辺の草地ではニッポンマイマイやヤマタニシ、ウスベニギセル、ミジンヤマタニシ、ヒダリマキゴマガイ、マルシタラガイ等が生息している。重要種ではミズコハクガイ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類等）やイボイボナメクジ（環境省：準絶滅危惧等）が生息している。

6) 魚類・底生動物

魚類は、カワムツとカワヨシノボリが蛇ヶ洞川に広く生息し、砂泥底にはドジョウ（愛知県：絶滅危惧Ⅱ類等）やニシシマドジョウ（愛知県：絶滅危惧Ⅱ類）が生息している。また、愛知県では国内移入種となるオヤニラミ（環境省：絶滅危惧ⅠB類）が蛇ヶ洞川において定着しており、生態系への影響が懸念される。底生動物では、サワガニやナベブタムシ（愛知県：準絶滅危惧）が生息している。

(4) 里山としての利用

本エリアは、下半田川集落とその周辺の田畑や里地、水辺、山林などで構成されており、里山の景観が残された地域である。かつては、たきぎや木の実、山菜やキノコ採りなどに里山が利用されていたと考えられるが、現在でも、地域で採れた筍を利用した筍まつりや、山の神を祀るなどの伝統行事が継続されている。

(5) その他

1) 稚児橋付近の自然的景観

稚児橋付近の自然的景観として、江戸時代に編集された尾張名所図会の後編第4巻に「児岩（ちごいわ）」「蛇ヶ淵（じゃがふち）」の景観が取り上げられており、鑑賞上価値の高い景勝地として昔年より親しまれてきた。

2) 伝代官屋敷跡（秦川城跡：15世紀末～17世紀前葉）

蛇ヶ洞川左岸の東屋敷地区の山裾に江戸時代よりも古い時代に古道があったと言われている。その古道沿いの山の中腹には、かつて「秦川城」があったと伝えられており、櫓場と呼ばれる場所もある。それに付随する「代官屋敷」と呼ばれる平坦地が山裾に存在しており、周辺には現在も坂屋敷、東屋敷などの地名が残っている。現在残る石垣については、後世のものである可能性が高く、明確な遺構は確認されていない。

大正12年（1923）刊行の『東春日井郡誌』には、「尾関秦」という美濃池田城主安藤景照の家臣で、天正年間（1573～1592）に下半田川村に住した武士がおり、安藤氏に従い長久手の戦い（天正12年（1584））で戦死したとする伝承が記載されている。「代官屋敷」と伝えられる地点は、「尾関屋敷」「殿様屋敷」とも呼ばれ、山中腹の秦川城を守った尾関氏の屋敷地であったと考えられる。

3. 保護・保全のために講ずべき措置について

(1) 保護すべき自然環境の特質

瀬戸市内の里山ではあまり見られない特徴的な植物として、左岸南部の蛇ヶ洞川沿いの急峻な斜面には、カヤ、カゴノキ、クマノミズキなどが生育している。蛇ヶ洞川の傾斜地や右岸尾根部には、エドヒガン、左岸北部の中腹にはハゼノキの大木群が分布している。溪畔林やその周辺では、ウワミズザクラ、コウヤミズキ等の木本やヒロハコンロンソウ、ミヤマハコベなどの草本が生育しており、左岸山裾部には、セリバオウレンの大規模な群落が成立している。

そのほか、蛇ヶ洞川右岸北部及び左岸南部の谷部には、環境省レッドリストに掲載されたサクラバハハンノキが生育しており、左岸側ではまとまりのある分布となっている。

本エリアの動物は、低山地から里山にかけての樹林等に分布する種であり、近年少なくなっている哺乳類のノウサギ、ニホンリス、ムササビ、テン、鳥類のフクロウ、サンショウクイ、両生類のコガタブチサンショウウオ、昆虫類のギフチョウ、陸産貝類のイボイボナメクジが生息している。コガタブチサンショウウオは、これまで愛知県内の生息地は1箇所のみが知られていたが、本エリア指定のための詳細調査において、新たな生息地が確認された。

(2) 保護のための規制に関する事項

1) 動植物の保護に関する事項

保護地区内において土地利用の転換や開発を行う場合は、「あいちミティゲーション」の考え方にに基づき、回避を原則として、動植物の保護等に配慮することとする。

保護地区において配慮すべき植物・動物は、表1～表2のとおりとする。

「あいちミティゲーションの基本的な考え方」

- ▶ 「あいちミティゲーション」は、土地利用の転換や開発などにおいて、自然への影響を回避、最小化した後に残る影響を、生態系ネットワークの形成に役立つ場所や内容で代償することにより、開発区域内のみならず区域外も含めて自然保全・再生を促す、本県独自のしくみ。
- ▶ 「あいちミティゲーション」の基本的な考え方は、①回避、②最小化、③代償の順に検討することと、生態系ネットワークの形成に役立てること。

- ① 回避：開発を中止したり、別の場所で行ったりすることにより自然への悪影響を避ける。
- ② 最小化：開発面積を縮小するなどして自然への悪影響をできる限り少なくする。
- ③ 代償：開発によって失われる自然のかわりに、開発区域内で自然を創出して代償をする。
または、開発区域外で自然を保全・再生・創出して代償をする。

資料)「自然環境の保全と再生のガイドライン」(平成27年(2015)改訂、愛知県)

2) 管理に関する事項

本地域の二次林を中心とした里山の維持管理のための竹林の伐採・下草刈り、林業に係る施業並びに鉄塔及びその架線を始めとする公益上必要な施設の維持管理のための木竹等の伐採については、本計画に基づき必要な管理を行うことができることとする。

(3) 保護のための施設に関する事項

(施設の設定なし)

(4) 保全すべき自然環境の特質

蛇ヶ洞川近隣の注目すべき植物としては、愛知県レッドリストに掲載され、市内の里山には分布しないカラコギカエデが蛇ヶ洞川からやや離れた道路脇に2本分布している。1本は境界を引くにあたりエリアから外れたが、エリア内と同様の取り扱いが望まれるものである。

蛇ヶ洞川の水際の岩場には、ナメラダイモンジソウやヤシャゼンマイ、キクザキイチゲ、ミカワチャルメルソウが分布しており、川沿いに広くコウヤミズキ、リュウキュウマメガキ、タニウツギなどの樹木が分布している。

注目すべき動物としては、特別天然記念物に指定され、また、環境省及び愛知県のレッドリストにも掲載された両生類のオオサンショウウオが蛇ヶ洞川に生息している。蛇ヶ洞川での生息は自然分布であり、分布の東限になることから特に重要な生息地と考えられている。また、蛇ヶ洞川では、近年個体数が減少している鳥類のカワガラスや両生類のカジカガエルのほか、魚類のドジョウ、ニシシマドジョウ、水生昆虫のナベブタムシが生息している。

(5) 保全のための規制に関する事項

1) 動植物の保全に関する事項

保全地区内において土地利用の転換や開発を行う場合は、「(2) 保護のための規制に関する事項」と同様に「あいちミティゲーション」の考え方にに基づき、動植物の保全等に配慮することとする。

保全地区において配慮すべき植物・動物は、表1～表2のとおりとする。

2) 管理に関する事項

本地域の二次林を中心とした里山の維持管理のための竹林の伐採・下草刈り、林業及び営農に係る施業並びに鉄塔及びその架線を始めとする公益上必要な施設の維持管理のための木竹等の伐採については、本計画に基づき必要な管理を行うことができることとする。

(6) 保全のための施設に関する事項

保全施設としてオオサンショウウオ人工巣穴が整備されており、維持管理を継続する。

表1 保護・保全区域において配慮すべき植物

	科名	種名	選定基準			
			文化財 保護法	環境省 RL2018	レッドリスト あいち 2015	地域の 注目種
1	ゼンマイ	ヤシヤゼンマイ				○
2	ウラボシ	ヒトツバ				○
3	イチイ	カヤ				○
4	カバノキ	サクラバハシノキ		NT		○
5	ナデシコ	ミヤマハコベ				○
6	クスノキ	カゴノキ				○
7	キンポウゲ	キクザキイチゲ				○
8		セリバオウレン				○
9	ウマノスズクサ	ヒメカンアオイ				○
10	アブラナ	ヒロハコンロンソウ				○
11	マンサク	コウヤミズキ				○
12	ユキノシタ	ミカワチャルメルソウ				○
13		ナメラダイヤモンドソウ			NT	○
14	バラ	イヌザクラ				○
15		エドヒガン				○
16		リンボク				○
17	ウルシ	ハゼノキ				○
18	カエデ	カラコギカエデ			VU	○
19	スマレ	アオイスマレ				○
20		ヒナスミレ				○
21	ミズキ	クマノミズキ				○
22	セリ	ヤブニンジン				○
23	イチヤクソウ	ギンリョウソウ				○
24	カキノキ	リュウキュウマメガキ				○
25	アカネ	アカネ				○
26	スイカズラ	タニウツギ				○
27	ユリ	キチジョウソウ				○
28	イネ	ヤダケ				○
29	サトイモ	スルガテンナンショウ				○
30	ラン	サイハイラン				○
31		エンシュウムヨウラン				○

注) 1. 配慮すべき動植物については、今後の知見によって追加、あるいは修正するものとする。

2. 配慮すべき動物の選定基準

「文化財保護法」(昭和25年(1950)法律第214号)に基づく天然記念物及び特別天然記念物

特天：特別天然記念物

「環境省レッドリスト2018」(環境省、平成30年(2018))の記載種

EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

「レッドリストあいち2015」(愛知県、平成27年(2015))の記載種

EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

3. 「地域の注目種」

瀬戸市の自然環境を特徴づける重要な種であり、地元有識者による注目種や地域で大切にされている種

表2 保護・保全区域において配慮すべき動物

	分類	科名	種名	選定基準			
				文化財保護法	環境省 RL2018	レッドリスト あいち 2015	地域の注目種
1	哺乳類	ウサギ	ノウサギ			NT	
2		リス	ニホンリス			NT	
3			ムササビ			NT	○
4		イタチ	テン			NT	
5		ウシ	ニホンカモシカ	特天			
6	鳥類	フクロウ	フクロウ			NT	○
7		サンショウクイ	サンショウクイ		VU		
8		カワガラス	カワガラス			VU	
9	両生類	サンショウウオ	コガタブチサンショウウオ		NT	EN	
10		オオサンショウウオ	オオサンショウウオ	特天	VU	EN	○
11		アオガエル	カジカガエル			NT	○
12	魚類	ドジョウ	ドジョウ			VU	
13			ニシシマドジョウ			VU	
14	昆虫類	ナベブタムシ	ナベブタムシ			NT	
15		アゲハチョウ	ギフチョウ		VU	VU	○
16		ホタル	ゲンジボタル				○
17	陸産貝類	ナメクジ	イボイボナメクジ		NT	NT	

注) 1. 配慮すべき動植物については、今後の知見によって追加、あるいは修正するものとする。

2. 配慮すべき動物の選定基準

「文化財保護法」(昭和25年(1950)法律第214号)に基づく天然記念物及び特別天然記念物

特天：特別天然記念物

「環境省レッドリスト2018」(環境省、平成30年(2018))の記載種

EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

「レッドリストあいち2015」(愛知県、平成27年(2015))の記載種

EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

3. 「地域の注目種」

瀬戸市の自然環境を特徴づける重要な種であり、地元有識者による注目種や地域で大切にされている種

4. 保全活動

(1) 保全活動の現状

本エリアでは、オオサンショウウオの生息環境の保全活動が継続されており、毎年6月末から7月初め頃には、市と瀬戸オオサンショウウオの会による河川や人工巣穴の清掃活動、夜間観察会開催による市民への普及啓発が行われている。8～9月の繁殖期には、市文化課の実施する学術調査に合わせて、夏・秋の夜間観察会が実施され、オオサンショウウオの生態を学び、保全について考える場となっている。

また、年に1回程度、瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議が主催する蛇ヶ洞川清掃活動が実施されている。

また、蛇ヶ洞川の水質や魚類・水生昆虫の生息状況を把握するための調査が、年1回、環境課と瀬戸市理科教育研究会により実施されている。

(2) 保全のための活動方針

保全地区内において、オオサンショウウオの生息環境を保全するための活動に重点をおき、保全活動の実施内容は、市民、事業者、民間の団体等、専門家、市が協議して行う。また、市は、市民等との協働による自然環境の保全に関する活動を効果的に推進するため、当該活動を行う市民等に対し、自然環境の保護及び保全に関する情報を提供し、自然環境の保全のための活動の推進に資すると認められる以下の活動を自然環境保全活動として指定するなど、必要な支援を行う。

- ・蛇ヶ洞川及び近隣の生物多様性を保持するため、定期的な草刈りや河川清掃活動を実施する。
- ・市と瀬戸オオサンショウウオの会により、普及啓発のための観察会等を実施する。

5. その他必要な事項

(1) 権利制限関係等の概要

- ・鉱業権が本エリアの蛇ヶ洞川左岸の大部分に設定されている。
- ・土砂流出防備保安林が本エリアの蛇ヶ洞川左岸の一部で指定されている。

(2) 注意喚起のためのエリア表示看板の設置

注意喚起のため、エリア内に瀬戸市特定地区として指定されたエリアであることを示す表示看板を上流部と下流部に1箇所ずつ設置する。